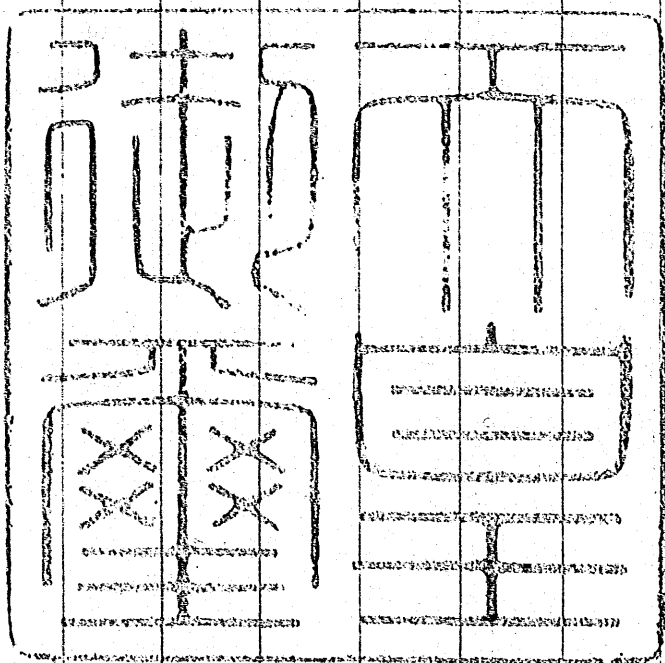


條約第五号

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國全權委員ノ署名シタル陸戦ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約ヲ批准シ茲ニ之ヲ公布セシム

睦仁



明治四十五年一月十二日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望
外務大臣子爵内田外次

條約第五號

陸戰ノ場合ニ於ケル中立國
及中立人ノ權利義務ニ關ス
ル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合
衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、奧地利國皇
帝^{ボヘミア}國皇帝、洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝
陛下、ボリヴィア共和國大統領、伯刺西爾合
衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和
國大統領、格倫比亞共和國大統領、玖馬共

和國臨時總督、丁抹國皇帝陛下、^{ドミニカ}共和國大統領、^{エクアドル}共和國大統領、西班牙國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝、印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、^{グアテマラ}共和國大統領、^{ハイチ}共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公、^{ナツソ}公殿下、墨西哥合衆國大統領、^{モレテ}ネグロ國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、^{ハラグエー}共和國大統領、和蘭

國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及^{アルガルツ}皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、^{ルツアドル}共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東^{ツルグエー}共和國大統領、^{グエネズエラ}合衆國大統領、ハ陸戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ヲ一層明確ナラシメ且中立領土ニ避退シタル交戦者ノ地位ヲ規定セムコトヲ欲

こ又交戦者トノ關係ニ於ケル中立人ノ
地位ヲ其ノ全體ニ付テ規定スルコトハ
之ヲ後日ニ期待シ茲ニ中立人ノ資格ヲ
定メムコトヲ希望シ之カ為條約ヲ締結
スルニ決シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ
獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣土耳其國駐劄特命全權大使
男爵マルシャルド、ド、ビールスタイン

本會議特派委員、コレセイエー、アレキサム、ド、レ
ガシヨレ、帝國外務省法律顧問、常設仲裁

裁判所裁判官、ドクトルヨハレネス、クリーゲ
亞米利加合衆國大統領

特命大使、ジョセフ、エック、チョート

特命大使、ホレス、ポーター

特命大使、ユリアー、エム、ローズ

和蘭國駐劄特命全權公使、デヴィッド、ジェーン、
ヒル

海軍少將、全權公使、チャールス、エス、スベリー

陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議長、全權

公使、ジョー、ビール、デー、ヴィス

全權公使 ウィリアム、アイ、ブカナシ

亞爾然丁 共和國大統領

前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、常

設仲裁裁判所裁判官 ロケ、サエ、ツベニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁

裁判所裁判官 ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁

判官 カルロス、ロドリゲス、ラレタ

奧地利國皇帝、ホヘミヤ、國皇帝、洪牙利國皇

帝陛下

コンセイエー、アレナーム、特命全權大使、ゲータ

シ、メレー、ド、カボス、メレー

希臘國駐劄特命全權公使、男爵、シャルド、

マッキオ

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會負、

白耳義國學士院會負、羅馬尼亞國學士

院會負、國際法學會名譽會負、常設仲裁

裁判所裁判官、ベルナール

國務大臣、前司法大臣、ジー、ウアレ、デ、ヒュー、ベル

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞國

學士院會負男爵ギョーヨム

ボリヴィア共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官クラウツ

ゲオ、ピニラ

英國駐劄特命全權公使、フルナレド、エ、グワ

チャラ

伯刺西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官

ルイバルボサ

和蘭國駐劄特命全權公使、エツアルド、エスエ

ス、ドス、サントス、リスボア

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官、ヴルバン、ヴィナロフ

大審院檢事總長、イヅアレ、カラレ、ジェーロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使、ドミレゴ、ガナ

獨逸國駐劄特命全權公使、アウグスト、マツテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然丁

國駐劄特命全權公使、カルロス、コンチャ

格倫比亞共和國大統領

陸軍将官ホルヘ、ホルグイーン

サンチエゴゴベレス、トリリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍将官マルセリ

アノ、ヴァルガス

玖馬共和國臨時總督

ハヴァナ大學國際法教授、上院議員アレトニオ、

サンチエス、デ、ブスタマレテ

米國駐劄特命全權公使ゴンザロ、デ、クエサダ

イ、アロステグイ

前ハヴァナ中學校長、上院議員マヌエル、サレグイリー

丁抹國皇帝陛下

侍従、米國駐劄特命全權公使 コシスタシチレ、ブロン

海軍少将クリスチア、フレデリック、レエルレル

侍従、外務省課長アクセル、ウエデル

ドミニカ共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官アラ

ンレスコ、ヘリリケス、イ、カルヴァハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所裁

判官アポリナル、テヘラ

エクトル共和國大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權公使
ヴィクトル、レシドン

代理公使 エリクドール、イ、デ、アルスア

西班牙國皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英國駐劄特命全

權大使、ドブルヴェ、エル、デ、ヴィー、リヤウル、チヤ

和蘭國駐劄特命全權公使、ホセ、デ、ラ、リカ、イ、

カルヴェ

下院議員、伯爵、ガブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、モルテラ

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務

大臣、常設仲裁裁判所裁判官、レオン、ブールジ

コア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判

所裁判官、男爵、デスツール、ネル、ド、コンスタシ

巴里大學法料大學教授、名譽全權公使、

外務省法律顧問、佛國學士院會員、常設

仲裁裁判所裁判官、ルイ、ルノー

和蘭國駐劄特命全權公使、マルスラ、レ、ベレ

大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領
土皇帝印度皇帝陛下

樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所
裁判官、ガリエドワード、フライ

樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、サ
リアーネスト、メーソレ、サトツ

樞密顧問官、前國際法學會長、男爵ドーナ
ルド、ジエームス、マツケル、レー

和蘭國駐劄特命全權公使、ガリヘンリッハ
ワード

希臘國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使、クレオニッツォ、ラ
シガベ

雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判所
裁判官、ジョールジュ、ストレイト

グワテマラ共和國大統領

和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常設
仲裁裁判所裁判官、ホセ、チブレ、マチャド

獨逸國駐劄代理公使、エシリケ、ゴメス、カリ
リヨ

ハイチ共和国大統領

佛國駐劄特命全權公使 ジャレ、ジョセフ、ダールベ
マル

米國駐劄特命全權公使 ジリ、エヌ、レジェー

前國際公法教授 ポルト、プラレス 組合辯護
士 ビエール、ユゲクール

伊太利國皇帝陛下

上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常設
仲裁裁判所裁判官、伊國委負長、伯爵 ジョ
セフトルニエリ、ブルサチ、ダ、ヴェルガノ

下院議員、外務次官、ゴ、コンマンドールギド、ボレピリ
參事院議員、下院議員、前文部大臣、コレマ
ンドールギド、フジナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使、都筑馨六

和蘭國駐劄特命全權公使、佐藤愛磨

盧森堡國大公、ナツ、ソー 公殿下

國務大臣、內閣議長 アイシエン

獨逸國駐劄代理公使、伯爵 ド、グイレー

墨西哥合衆國大統領

伊國駐劄特命全權公使 ゴンザロ、ア、エステヴァ
佛國駐劄特命全權公使 セバスタア、レ、ベ、ド、
ミエー

白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權
公使 フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ

モンテネグロ國公殿下

コレセイエー、ブリヴェ、ア、レ、リア、ル、ア、ク、チュ、エル、佛
國駐劄露國特命全權大使 ネリドフ

コレセイエー、ブリヴェ、ア、レ、リア、ル、露國外務省
常任顧問官 ド、マルテレス

コレセイエー、デ、タ、ア、レ、リア、ル、ア、ク、チュ、エル、和蘭國駐劄

露國特命全權公使 チャリコフ

諾威國皇帝陛下

前内閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄兼
丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁
判所裁判官 フラシス、ハーゲルグ
巴奈馬共和國大統領

ベリサリオ、ポラス

バラグエー共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使 エウセビオ、マチャイシ

比律悉駐在領事、伯爵ジェー、デユ、モ、コ、ソ、ド、ベル
ジャレダル

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣、下院議負ドブルヴモアツシエ、ド、ボ
フェール

國務大臣、參事院議官、常設仲裁裁判所

裁判官 テー、エム、セー、アツセル

退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議官、

ヨシク、ヘール、ゼー、セー、レ、デ、レ、ベール、ポール、テ、ユ、ゲール

特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍大

臣、ヨシク、ヘール、ゼー、アー、ローエル

前司法大臣、下院議負、ゼー、アー、ロエフ

祕露共和國大統領

佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、常

設仲裁裁判所裁判官、カルロス、ゼー、カレダモ

波斯國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判

所裁判官、サマド、カレ、モムタズスサルタネー

和蘭國駐劄特命全權公使、ミルツァ、アー、メッド、

カン、サ、ヂ、グ、ウル、ムルク

葡萄牙國及アルガルヴ皇帝陛下

参事院議官「ベール、ヂュロアイヨーム」前外務大臣
英國駐劄特命全權公使特命全權大使
侯爵「デソヴェラル」

和蘭國駐劄特命全權公使伯爵「テセリール」
瑞西國駐劄特命全權公使「アルベルト、ドリヴ
エイラ」

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使「アレキサンドル、ベ
ルヂマシ」

和蘭國駐劄特命全權公使「エドガール、マヅロコ
ルダト」

全露西亞國皇帝陛下

權大使「ネリドフ」
佛國駐劄特命全

權大使「ネリドフ」外務省常任顧問官常設
仲裁裁判所裁判官「ド、マルテニス」

命全權公使「チャリコフ」侍従和蘭國駐劄特

命全權公使「チャリコフ」共和國大統領

佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ペドロ、ジョー、マテツ

英國駐劄代理公使、サンチアゴ、ペレス、トリアナ
塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官、參事院議長、サズ、グルー、イッチ

伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、ミロ、ヴァレ、ミロ、ヴァレ、イッチ

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使、ミシエル、ミリ、ケ、ヴィ、ッチ

暹羅國皇帝陛下

陸軍少將、モム、チャ、チ、デー、ウドム

公使館參事官、セー、コラ、ダ、オ、ニ、ド、レ、リ

陸軍大尉、ルア、レ、グ、ビ、ウ、ア、ナルト、ナリ、ユー、バル

瑞典國、ゴツツ、及、ウ、ア、レ、ド、皇帝陛下

前司法大臣、丁、抹、國駐劄特命全權公使

常設仲裁裁判所裁判官、クヌート、ビヤル、マル、レ、オ、ナ

ルド、ハム、マル、スキ、ヨ、ルド

前無省大臣、前高等法院評定官、常設仲

裁裁判所裁判官、ヨハニ、ネス、ヘル、ネ、ル

瑞西聯邦政府

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使
ガストン、カルラシ

陸軍參謀大佐、^{ジエネヴァ}大學教授、^{チージェー}
シ、ボレル

^{チューリッヒ}大學法學教授、^{マックスグーベル}
土耳其國皇帝陛下

特命大使、^{ミニストルド、レヴカフ}チュルカレ、^{パレヤ}
伊國駐劄特命全權大使、^{レシッド、ベー}

海軍中將、^{メノツド、パレヤ}
東^{ツルゲー}共和國大統領

前大統領、常設仲裁裁判所裁判官、^{ホセ、バ}
トレイ、オールドニエス

前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、常
設仲裁裁判所裁判官、^{フアレ、ペー}カストロ

^{ヴェネズエラ}合衆國大統領
獨逸國駐劄代理公使、^{ホセ、ヒル、フメル}トウル

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト
認メラレタル委任状ヲ寄託シタル後左
ノ條項ヲ協定セリ

第一章 中立國ノ權利義務

第一條 中立國ノ領土ハ不可侵トス

第二條 交戦者ハ軍隊又ハ彈藥若ハ軍需品ノ輜重ヲシテ中立國ノ領土ヲ通過セシムルコトヲ得ス

第三條 交戦者ハ又左ノ事項ヲ為スコトヲ得ス

イ 無線電信局又ハ陸上若ハ海上ニ於ケル交戦國兵力トノ通信ノ用ニ供スヘキ一切ノ機械ヲ中立國

ノ領土ニ設置スルコト

ロ 交戦者カ戦争前ニ全然軍事上ノ目的

ヲ以テ中立國ノ領土ニ設置シタル此ノ種ノ設備ニシテ公衆通信ノ用ニ供セラレサルモノヲ利用スルコト

第四條 交戦者ノ為中立國ノ領土ニ於

テ戦闘部隊ヲ編成シ又ハ徵募事務所ヲ開設スルコトヲ得ス

第五條 中立國ハ其ノ領土ニ於テ第二條乃至第四條ニ掲ケタル一切ノ行為

ヲ寛容スヘカラサルモノトス

中立國ハ其ノ領土ニ於テ行ハレタルモノニ非サレハ中立
違反ノ行為ヲ處罰スルヲ要セサルモノトス

第六條 中立國ハ交戦者ノ一方ノ勤務ニ服
スル為個人カ箇箇ニ其ノ國境ヲ通過
スルノ事實ニ付其ノ責ニ任セス

第七條 中立國ハ交戦者ノ一方又ハ他方ノ
為ニスル兵器彈藥其ノ他軍隊又ハ艦隊
ノ用ニ供シ得ヘキ一切ノ物件ノ輸出又ハ通
過ヲ防止スルヲ要セサルモノトス

第八條 中立國ハ其ノ所有ニ属スルト
會社又ハ個人ノ所有ニ属スルトヲ問
ハス交戦者ノ為ニ電信又ハ電話ノ線條並無
線電信機ヲ使用スルコトヲ禁止シ又
ハ制限スルヲ要セサルモノトス

第九條 第七條及第八條ニ規定シタル
事項ニ関シ中立國ノ定ムル一切ノ制
限又ハ禁止ハ兩交戦者ニ對シ一様ニ
之ヲ適用スヘキモノトス
中立國ハ電信若ハ電話ノ線條又ハ無線

電信機ノ所有者タル會社又ハ個人ヲ
シテ右ノ義務ヲ履行セシムル様監視
スヘシ

第十條 中立國カ其ノ中立ノ侵害ヲ防
止スル事實ハ兵力ヲ用ヰル場合ト雖
之ヲ以テ敵對行為ト認ムルコトヲ得
ス

第二章 中立國內ニ於テ留置ス
ル交戰者及救護スル傷
者

第十一條 交戰國ノ軍ニ屬スル軍隊カ
中立國領土ニ入りタルトキハ該中立
國ハ成ルヘク戰地ヨリ隔離シテ之ヲ
留置スヘシ

中立國ハ右軍隊ヲ陣營内ニ監置シ且
城塞若ハ特ニ之カ為ニ設備シタル場
所ニ幽閉スルコトヲ得
許可ナクシテ中立領土ヲ去ラサルノ
宣誓ヲ為サシメテ將校ニ自由ヲ與フ
ルト否トハ中立國ニ於テ之ヲ決スヘ

シ

第十二條 特別ノ條約ナキトキハ中立國ハ其ノ留置シタル人負糧食被服及人道ニ基ク救助ヲ供與スヘシ
留置ノ為ニ生シタル費用ハ平和克復ニ至リ償却セララルヘシ

第十三條 逃走シタル俘虜カ中立國ニ入リタルトキハ該中立國ハ之ヲ自由ニ任スヘシ若其ノ領土内ニ滞留スルコトヲ寛容スルトキハ之カ居所ヲ指

定スルコトヲ得

右規定ハ中立國ノ領土ニ避退スル軍隊ノ引率シタル俘虜ニ之ヲ適用ス

第十四條 中立國ハ交戰國ノ軍ニ屬スル傷者又ハ病者カ其ノ領土ヲ通過スルヲ許スコトヲ得但シ之ヲ輸送スル列車ニハ戰鬥ノ人負及材料ヲ搭載スルコトヲ得サルモノトス此ノ場合ニ於テハ中立國ハ之カ為必要ナル保安及監督ノ處置ヲ執ルヘキモノトス

交戦者ノ一方カ前記條件ノ下ニ中立
領土内ニ引率シタル傷者又ハ病者ニ
シテ對手交戦者ニ属スヘキ者ハ再ヒ
作戦動作ニ加ルコトヲ得サル様該中
立國於テ之ヲ監守スヘシ右中立國ハ自
己ニ委ネラレタル他方軍隊ノ傷者又
ハ病者ニ付同一ノ義務ヲ有スルモノ
トス

第十五條 ジエネヴァ 條約ハ中立領土ニ留
置セラレタル病者及傷者ニ之ヲ適用

ス

第三章 中立人

第十六條 戦争ニ與ラサル國ノ國民ハ
中立人トス

第十七條 左ノ場合ニ於テ中立人ハ其
ノ中立ヲ主張スルコトヲ得ス

イ 交戦者ニ對シ敵對行為ヲ為スト
キ

ロ 交戦者ノ利益ト為ルヘキ行為ヲ
為ストキ殊ニ任意ニ交戦國ノ一

方ノ軍ニ入りテ服務スルトキ
右ノ場合ニ於テ交戦者ニ對シ中立ヲ
守ラサリシ中立人ハ該交戦者ヨリ同
一ノ行為ヲ為シタル他方交戦國ノ國
民ニ比シ一層嚴ナル取扱ヲ受クルコ
トナシ

第十八條 左ニ掲クル事項ハ第十七條

ノ號ニ所謂交戦者ノ一方ノ利益ト為
ルヘキ行為ト認メス
イ 交戦者ノ一方ニ供給ヲ為シ又ハ

其ノ公債ニ應スルコト但シ供給
者又ハ債主カ他方ノ交戦者ノ領
土又ハ其ノ占領地ニ住居セス且
供給品カ此等地方ヨリ来ラサル
モノナルトキニ限ル
ロ 警察又ハ民政ニ関スル勤務ニ服
スルコト

第四章 鐵道材料

第十九條 中立國ノ領土ヨリ来リタル
鐵道材料ニシテ該中立國又ハ私立會

社若ハ個人ニ屬シ及屬スト認ムヘキ
モノハ必要已ムヲ得サル場合及程度
ニ於テスルノ外交戰者ニ於テ之ヲ徵
發使用スルコトヲ得ス右材料ハ成ル
ヘク速ニ本國ニ送還スヘシ
中立國モ亦必要ナル場合ニ於テハ交
戰國ノ領土ヨリ来リタル材料ヲ該交
戰國カ徵發使用シタル程度以内ニ於
テ留置使用スルコトヲ得
右ニ関スル賠償ハ使用シタル材料及

使用ノ期間ニ應ヒテ雙方ニ於テ之ヲ
為スヘシ

第五章 附則

第二十條 本條約ノ規定ハ交戰國カ悉
ク本條約ノ當事者ナルトキニ限締約
國間ニノミ之ヲ適用ス

第二十一條 本條約ハ成ルヘク速ニ批
准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル

諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス
爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ之ヲ為ス
第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證
謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟ス

ル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第二十二條 記名國ニ非サル諸國ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セント欲スル國ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ
認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右
通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ
第二十三條 本條約ハ第一回ノ批准書
寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ
寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日後又其
ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對
シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟
ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日
ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第二十四條 締約國中本條約ヲ廢棄セ
ムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以
テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和
蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ
爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接
受シタル日ヲ通知スヘシ
廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達
シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ為
シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スル
モノトス

第二十五條 和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備
ヘ置キ第二十一條第三項及第四項ニ
依リ為シタル批准書寄託ノ日竝加盟
(第二十二條第二項)又ハ廢棄(第二十四
條第一項)ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記
入スルモノトス
各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認
證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名

ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書
一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄
託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依
リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸
國ニ交付スヘキモノトス

第一獨逸國マルシヤル

クリーゲ

第二 亞米利加合衆國

ジョセフエッチャート

ホレスポーター

ユー、エム、ローズ

デヴィッド、ジェービエル

シェ、エス、スペリー

ウィリアム、アイ、ブカナシ

第三 亞爾然丁國

ロケサエツベニヤ

ルイス、エム、ドラゴ

セ、ロドリゲス、ラスタ

亞爾然丁共和國ハ
第九條ヲ留保ス

第四 奧地利洪牙利國 メレー

男爵 マツキオ

第五 白耳義國 アベルナール

ジョ、ヴァン、デレ、ヒューベル

ギー、ヨーム

第六 ハリヴィア國
第七 伯刺西爾國

クラウヂオ、ピニラ

ルイ、バルボサ

エー、リスボア

第八 勃爾牙利國 陸軍少將 ヴィナロフ

イヴァン、カラシ、ビエーロフ

第九 智利 國 ドミニゴガナ

アウグスト、マツテ

カルロス、コシチャ

第十 清 國

第十一 格倫比亞國 ホルヘ、ホルグイシ

エス、ベレス、トリアナ

エム、ヴァルガス

第十二 玖馬共和國

アレトニオ、エス、デ、ブスタマレテ

ゴシザロ、デ、クエサダ

マヌエル、サングイリー

第十三 丁 抹 國 セー、ブロシ

第十四 ドミニカ共和國 ドクトル、ヘリクセス、イ、カルヴァハル

アポリナル、テヘラ

第十五 エクアドル共和國 ヴィクトル、エム、レシドシ

エ、ドルシ、イ、テ、アルスア

第十六 西班牙 國 ドブルヅ、エル、デ、ウイトリヤウル、チャ

ホセ、デ、テ、リカ、イ、カルヅオ

ガブリエル、マウラ

第十七 佛蘭西 國 レオン、ブールジョア

デスツールネルド、コンスタシ

エルルノー

マルスラレベレ

第六 大不列顛國 エドワードファイ

アーネストサトツ

第六條、第十七條及

レー

第十八條ヲ留保ス

ヘンリー六ワード

第十九 希臘國 クレオシリツス、ラレガベ

ジョールジュ、ストレイト

第二十 グリテマラ國 ホセ、チブレ、マチャド

第二十一 ハイチ國 ダルベマル、ジャシ、ジョセフ

ジー、エヌ、レジエー

ピエール、エダクール

第二十二 伊太利國 ボンビリ

ジェー、フジナト

第二十三 日本國 佐藤愛磨

第二十四 盧森堡國 アイシエシ

伯爵ド、ヴィレー

第二十五 墨西哥國 ジェー、ア、エムテヴァ

エス、ベード、ミエー

エフ、エル、デス、バラ

第三十六

モンテネグロ國

ネリドフ

マルテリス

エヌ、チャリコフ

第三十七

ニカラグワ國

第三十八

ノルウェー國

エフ、ハーゲルブ

第三十九

バネマ國

ベ、ホラス

第四十

パラグエー國

ジェ、ゲム、モ、ソ

第四十一

和蘭國

ドブルツ、エ、ア、ッ、ボ、フ、オ、ール

テ、エム、セ、ア、ツ、セル

デ、レ、ベ、ール、ポ、ール、テ、ゲ、ール

第三十二

秘露國

セ、ジェ、カ、レ、ダ、モ

第三十三

波斯國

エム、サ、マ、ド、カ、レ、モ、ム、タ、ズ、サ、ル、タ、ネ、ー

エム、ア、ー、メ、ド、カ、レ、サ、ダ、グ、ル、ム、ル、ク

第三十四

葡萄牙國

侯爵、デ、ソ、ヴ、エ、ラル

伯爵、デ、セ、リ、ール

アルベルト、ド、リ、ヴ、エ、イ、ラ

第三十五

羅馬尼亞國

エド、ガ、ール、マ、ヴ、ロ、コ、ル、ダ、ト

第三十六

露西亞國

ネリドフ

マルテリス

エヌ、チャリコフ

第三十七 サルヴァドル 国 ベー、ジー、マテウ

エス、ペレス、トリアナ

第三十八 塞爾比亞 国 エス、グルー、イツチ

エム、ジェー、ミロヴァノヴィッチ

エム、ジェー、ミリチエヴィッチ

第三十九 暹羅 国 モム、チャチデー、ウドム

セー、コラダオニ、ドレリ

ルアングビエヴァナルト、ナリエバル

第四十 瑞典 国 カー、アツシス、エル、ハム、マルスキョルド

ヨハンネス、ヘルネル

第四十一 瑞西 国 カルラレ

第四十二 土耳其 国 チュルカレ

第四十三 ツルグエー 国 ホセ、バトレイ、オールドニエス

第四十四 ヴェネズエラ 国 ジー、ビル、フォルトウル

天佑ヲ保有ニ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル
日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ
宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ
於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル
帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國
全權委員ノ署名シタル陸戰ノ場合ニ於
ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關ス
ル條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明
治十四年十一月六日東京宮城ニ於テ
親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名國璽

外務大臣子爵内田康哉